

市区町村別集計項目(推進体制等)

神奈川県	
市区町村数	33

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
								有		無	有		無		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間				
						25	24	5				32					
14	100	横浜市	政策局男女共同参画推進課	1	1	1	1	横浜市男女共同参画推進条例	2001年4月1日	2001年4月1日		第5次横浜市男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
14	130	川崎市	市民文化局人権・男女共同参画室	1	2	1	1	男女平等かわさき条例	2001年6月29日	2001年10月1日		第5期川崎市男女平等推進行動計画(かわさき☆かがやきプラン)	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1		
14	150	相模原市	市民局 人権・男女共同参画課	1	2	1	1	さがみはら男女共同参画推進条例	2004年3月26日	2004年4月1日		第3次さがみはら男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
14	201	横須賀市	人権・ダイバーシティ推進課	1	1	0	1	横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例	2001年12月21日	2002年4月1日		第5次横須賀市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
14	203	平塚市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1				0	(ひらつか男女共同参画プラン2017)	2017年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	0		
14	204	鎌倉市	地域共生課	1	2	1	1	鎌倉市男女共同参画推進条例	2007年1月4日	2007年2月1日		かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画(第3次)】	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
14	205	藤沢市	人権男女共同平和国際課	1	2	1	1				0	ふじさわジェンダー平等プラン2030~藤沢市男女共同参画計画~	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
14	206	小田原市	小田原市 市民部 人権・男女共同参画課	1	1	1	0				0	第3次おだわら男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
14	207	茅ヶ崎市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	第2次ちがさき男女共同参画推進プラン	2016年1月 ~ 2023年3月	0	1		
14	208	逗子市	市民協働課	1	2	1	1				3	ずし男女共同参画プラン2022	2016年4月 ~ 2023年3月	1	1		
14	210	三浦市	市民協働課	1	2	1	1				0	(第3次みうら男女共同参画プラン)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	0		
14	211	秦野市	市民相談人権課	1	2	1	1				0	(第4期はだの男女共同参画プラン)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0		
14	212	厚木市	市民協働推進課	1	2	1	1				0	第3次厚木市男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2023年3月	1	1		
14	213	大和市	国際・男女共同参画課	1	2	1	1				0	第3次やまと男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
14	214	伊勢原市	人権・広聴相談課	1	2	1	1				0	第2次伊勢原市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
14	215	海老名市	市民相談課	1	2	1	1				0	第3次海老名市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
14	216	座間市	広聴人権課	1	2	1	1				0	ざま男女共同参画推進指針	2021年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
14	217	南足柄市	企画部市民協働課	1	1	1	1				0	みなみあしがら男女共同参画プラン(第5次)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
14	218	綾瀬市	市民活動推進課	1	2	0	0				0	第3次あやせ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1		
14	301	葉山町	町民健康課	1	2	0	0				0	男女共同参画プランはやま(第4次)	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
14	321	寒川町	町民窓口課	1	2	1	1				0	第5次さむかわ男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
14	341	大磯町	町民課	1	2	1	0				0	第3次大磯町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
14	342	二宮町	地域政策課	1	2	1	1				0	第2次にのみや男女共同参画プラン改訂版	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
14	361	中井町	地域防災課	1	2	0	1				0	中井町男女共同参画プラン改訂版	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1		
14	362	大井町	協働推進課	1	2	1	1				0	大井町男女共同参画プラン(第3次)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
14	363	松田町	政策推進課 定住少子化担当室	1	2	0	0				0	松田町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
14	364	山北町	地域防災課	1	2	0	0				0	やまきた男女共同参画プラン改訂版	2019年3月 ~ 2029年3月	1	1		
14	366	開成町	企画政策課	1	2	0	0				0	第4次かいせい男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
14	382	箱根町	総務部町民課	1	2	1	1				0	はこね男女共同参画推進プラン(第2次)	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1		
14	383	真鶴町	政策推進課	1	2	1	0				0	まなづる男女共同参画プラン改訂版	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
14	384	湯河原町	地域政策課	1	2	1	1				0					1	
14	401	愛川町	教育委員会生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次愛川町男女共同参画基本計画後期基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
14	402	清川村	生涯学習課	2	2	0	0				0	清川村男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1		

<選択肢回答>

- 所属  
1 首長部局  
2 教育委員会

- 庁内連絡会議  
1 有  
0 無

- 男女共同参画に関する条例  
現在の状況  
1 2023年3月末までの制定を目的に検討中  
2 2022年度以降の制定を目的に検討中  
3 その他  
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画  
女性活躍推進法の推進計画との関係  
1 一体  
0 一体でない  
計画の策定方法  
1 単独計画として策定  
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況  
1 策定予定有  
0 策定予定無

- 事務所  
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
2 1ではない

- 諮問機関  
1 有  
0 無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			8							2	6	3	5	0	4	5	0
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜	フォーラム	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町435-1	045-862-5050	045-862-3101	<a href="https://www.women.city.yokohama.jp/y/">https://www.women.city.yokohama.jp/y/</a>	○			○			○	
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜南	フォーラム南太田	232-0006	横浜市南区南太田1-7-20	045-714-5911	045-714-5912	<a href="https://www.women.city.yokohama.jp/m/">https://www.women.city.yokohama.jp/m/</a>	○			○			○	
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜北	アートフォーラムあざみ野	225-0012	横浜市青葉区あざみ野南1-17-3	045-910-5700	045-910-5755	<a href="https://www.women.city.yokohama.jp/a/">https://www.women.city.yokohama.jp/a/</a>		○		○			○	
14	130	川崎市	川崎市男女共同参画センター	すくらむ21	213-0001	神奈川県川崎市高津区溝口2丁目20番1号	044-813-0808	044-813-0864	<a href="https://www.scrum21.or.jp/">https://www.scrum21.or.jp/</a>		○		○			○	
14	150	相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター	ソレイユさがみ	252-0143	神奈川県相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内	042-775-1775	042-775-1776	<a href="https://www.soleilsagami.jp/j/">https://www.soleilsagami.jp/j/</a>		○		○		○	○	
14	201	横須賀市	デュオよこすか	デュオよこすか	238-0041	横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館5階	046-822-0804	046-822-0804	<a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0531/2013071Odyuo.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0531/2013071Odyuo.html</a>		○	○			○		
14	203	平塚市															
14	204	鎌倉市															
14	205	藤沢市															
14	206	小田原市															
14	207	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	いこりあ	253-0044	神奈川県茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階	0467-57-1414	0467-57-1666	<a href="https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shisetsu_info/s_others/1002753.html">https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shisetsu_info/s_others/1002753.html</a>		○	○			○		
14	208	逗子市															
14	210	三浦市															
14	211	秦野市															
14	212	厚木市															
14	213	大和市															
14	214	伊勢原市															
14	215	海老名市															
14	216	座間市															
14	217	南足柄市	南足柄市女性センター	なし	250-0105	神奈川県南足柄市関本591-1ヴェルミ3 3階	0465-73-8211	0465-70-1832	<a href="http://www.city.minamiashi-gara.kanagawa.jp/shisetsu/siminkatsudou/joseicenter.html">http://www.city.minamiashi-gara.kanagawa.jp/shisetsu/siminkatsudou/joseicenter.html</a>		○	○			○		
14	218	綾瀬市															
14	301	葉山町															
14	321	寒川町															
14	341	大磯町															
14	342	二宮町															
14	361	中井町															
14	362	大井町															
14	363	松田町															
14	364	山北町															
14	366	開成町															
14	382	箱根町															
14	383	真鶴町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)																	
			名称	所在地等					施設形態		管理・運営主体									
				愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営						
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他			
14	384	湯河原町																		
14	401	愛川町																		
14	402	清川村																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
8						8	7	8	8	2	3	4	1	5			
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜	1988年9月10日	10	11	306,095	○	○	○	○	○		○	○		
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜南	2005年4月1日	4	3	103,078	○	○	○	○				○		
14	100	横浜市	男女共同参画センター横浜北	2005年10月29日	5	5	148,176	○	○	○	○		○	○			
14	130	川崎市	川崎市男女共同参画センター	1999年9月1日	5	19	20,057	○	○	○	○		○	○	○	一時保育事業	
14	150	相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター	2000年4月17日	6	13	27,254	○	○	○	○		○	○		登録団体への支援等	
14	201	横須賀市	デュオよこすか	1995年7月1日	0	5	9,860	○	○	○	○		○				
14	203	平塚市			0	0	0										
14	204	鎌倉市			0	0	0										
14	205	藤沢市			0	0	0										
14	206	小田原市			0	0	0										
14	207	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	1998年3月1日	7	4	11,247	○	○	○	○	○		○	○	人権啓発事業	
14	208	逗子市			0	0	0										
14	210	三浦市			0	0	0										
14	211	秦野市			0	0	0										
14	212	厚木市			0	0	0										
14	213	大和市			0	0	0										
14	214	伊勢原市			0	0	0										
14	215	海老名市			0	0	0										
14	216	座間市			0	0	0										
14	217	南足柄市	南足柄市女性センター	1994年10月3日	3	9	29,700	○		○	○						
14	218	綾瀬市			0	0	0										
14	301	葉山町			0	0	0										
14	321	寒川町			0	0	0										
14	341	大磯町			0	0	0										
14	342	二宮町			0	0	0										
14	361	中井町			0	0	0										
14	362	大井町			0	0	0										
14	363	松田町			0	0	0										
14	364	山北町			0	0	0										
14	366	開成町			0	0	0										
14	382	箱根町			0	0	0										
14	383	真鶴町			0	0	0										
14	384	湯河原町			0	0	0										

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
14	401	愛川町			0	0	0										
14	402	清川村			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
				2			19	1	5.3	36	3	8.3	14	1	7.1	13	0	0.0	6,889	727	10.6
14	100	横浜市				1	0	0.0	4	1	25.0							2,583	356	13.8	
14	130	川崎市				1	0	0.0	3	0	0.0							605	61	10.1	
14	150	相模原市	2000年7月6日	さがみはら男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	3	1	33.3							589	53	9.0	
14	201	横須賀市				1	0	0.0	2	0	0.0							366	37	10.1	
14	203	平塚市				1	0	0.0	2	0	0.0							226	11	4.9	
14	204	鎌倉市				1	0	0.0	2	0	0.0							181	28	15.5	
14	205	藤沢市				1	0	0.0	2	0	0.0							477	66	13.8	
14	206	小田原市				1	0	0.0	2	0	0.0							250	6	2.4	
14	207	茅ヶ崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							135	9	6.7	
14	208	逗子市				1	0	0.0	1	0	0.0							79	17	21.5	
14	210	三浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							54	7	13.0	
14	211	秦野市				1	0	0.0	2	0	0.0							237	8	3.4	
14	212	厚木市				1	0	0.0	2	0	0.0							216	8	3.7	
14	213	大和市				1	0	0.0	2	0	0.0							159	14	8.8	
14	214	伊勢原市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	10	9.9	
14	215	海老名市				1	0	0.0	2	1	50.0							60	2	3.3	
14	216	座間市				1	1	100.0	1	0	0.0							162	16	9.9	
14	217	南足柄市				1	0	0.0	1	0	0.0							34	1	2.9	
14	218	綾瀬市	2002年7月7日	綾瀬市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							14	1	7.1	
14	301	葉山町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1	
14	321	寒川町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	1	4.8	
14	341	大磯町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0	
14	342	二宮町										1	1	100.0	1	0	0.0	20	1	5.0	
14	361	中井町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
14	362	大井町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	3	7.5	
14	363	松田町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0	
14	364	山北町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	1	1.9	
14	366	開成町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1	
14	382	箱根町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0	
14	383	真鶴町										1	0	0.0	0	0		9	1	11.1	
14	384	湯河原町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
14	401	愛川町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0	
14	402	清川村										1	0	0.0	1	0	0.0	32	6	18.8	

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他







調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	町	村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
コ	コ	コ	コ	コ	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
					27		1の合計	33	0	31	4		30	30	29	30	31	24	
					4		2の合計	0	19	2	28		1	1	1	1	2	2	
					0		3の合計	0	13		1		0	0	0	0	0	0	
					2		4の合計	0	1				2	2	3	2	0	7	
14	100	横浜市			横浜市議員の氏の使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改める等した後も、日頃職場で専ら使用する氏(通称)(以下「旧姓等」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 本市における旧姓等を使用できる行政文書等は次の各号に掲げるものとする。 (1) 道に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用されるもので、事務処理上支障が生じないもの (3) その他所属長が認める軽易なもの	横浜市会	1	2	1	横浜市会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定により出席を事由とする欠席の届出をしようとする議員は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第67条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付けて、開議前までに委員長に届けなければならない。 2 前項の規定により出席を事由とする委員は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
14	130	川崎市			川崎市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、市長事務部に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の取扱いに必要事項を定めるものとする。	川崎市議会	1	3	1	川崎市議会議規則 第2条 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1	
14	150	相模原市			相模原市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、市長部に勤務する一般職に属する職員(会計年度任用期間勤務職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (承認) 第4条 職員は、前条に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を得なければならない。 (申請) 第5条 職員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、相模原市職員旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第6条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、相模原市職員旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第5条及び前条の規定による手続きを省略することができるものとする。 (中止届) 第8条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、相模原市職員旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 2 前項に規定する旧姓使用中止届を提出した職員は、再び旧姓の使用をすることはできない。 (責務) 第9条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民や他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 この要綱は、平成13年9月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。	相模原市議会	1	3	1	相模原市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 略 3 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
14	201	横須賀市			横須賀市職員旧姓等使用取扱要綱 第2条 職員は、婚姻等の前の戸籍上の氏名及び住民票の通称欄に記載している通称名(以下「旧姓等」という。)を職場での呼称として使用することができる。2 職員は、別表に掲げる文書において旧姓等を使用することができる。	横須賀市議会	1	2	1	横須賀市議会議規則第2条第2項、横須賀市委員会規則第3条第2項 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。※委員会規則の場合は、議員一委員、議長一委員長となる。	2		1	1	1	1	1	1	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								
14	210	三浦市	2	三浦市議会	1	2	1	三浦市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その理由及び日数(出産のため出席できない場合)については、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合)については、14週間前(多胎妊娠の場合)から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内(日数)を記載した欠席届を当日の開議時刻までに議長に提出しなければならない。第84条 委員は公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その理由及び日数(出産のため出席できない場合)については、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合)については、14週間前(多胎妊娠の場合)から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内(日数)を記載した欠席届を当日の開議時刻までに議長に提出しなければならない。	1			三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 (定義)第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1)議会の会議等 次に掲げるものをいう。ア 議会の定例会及び臨時会の会議イ三浦市議会委員会条例(昭和46年三浦市条例第10号)に基づき設置された委員会の会議ウ 三浦市議会議員政治倫理条例(平成15年三浦市条例第13号)に基づき設置された審査会の会議エ 三浦市議会会議規則第160条に規定する協議又は調整を行うための場(2)公務上の災害等 三浦市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三浦市条例第15号)に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。(3)長期欠席 疾病その他の事由により、議会の会議等を欠席した日(以下「欠席開始日」という。)から、同日後において議会の会議等に最初に出席した日(以下「復帰日」という。)の前日又は議員の職を離れた日のいずれかの日までの期間(以下「欠席期間」という。)が90日を超える欠席をいう。(議員報酬の減額)第3条 議員が長期欠席をしたときは、条例第2条の規定にかかわらず、同条によりその者が受けるべき議員報酬の月額を当該長期欠席をした月の現日数で除し、その得た額に次の各号に掲げる区分ごとの当該長期欠席をした月における長期欠席の日数を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額をその月の翌月に支給する議員報酬月額から減額する。(1)欠席開始日から起算して90日を超え180日以下の期間 100分の30(2)欠席開始日から起算して180日を超え365日以下の期間 100分の40(3)欠席開始日から起算して365日を超える期間 100分の502前項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬から減額する額が、その減額しようとする月における減額前の議員報酬の額を超えるときは、議員報酬から減額する額は、当該減額前の議員報酬の額とする。3任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡により議員報酬を減額しようとする月に議員報酬が支給されないときは、第1項の規定は、適用しない。(期末手当の減額)第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者又はそれぞれの基準日前1月1日ないし任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者(当該基準日において在職していたものを除く。)であって、それぞれの基準日前6月の間(以下この条において「期末手当減額対象期間」という。)において長期欠席があったものに支給される期末手当の額は、条例第4条第2項の規定にかかわらず、これらの者が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の現日数で除し、その得た額に前条第1項各号に掲げる区分ごとのその期末手当減額対象期間における長期欠席の日数を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。	1	1	1	1	1	1
14	211	秦野市	2	秦野市議会	1	2	1	秦野市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)については、14週間)前(多胎妊娠の場合)から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第91条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)については、14週間)前(多胎妊娠の場合)から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2									
14	212	厚木市	1	厚木市議会	1	2	1	厚木市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)については、14週間)前(多胎妊娠の場合)から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(平27議会規則1・令3議会規則1・一部改正)	2									4
14	213	大和市	1	大和市議会	1	2	1	大和市議会会議規則 第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)については、14週間)前(多胎妊娠の場合)から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2									
			大和市職員旧姓使用取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (管理) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、大和市職員服務規程(昭和39年訓令第7号)第6条に基づく履歴事項追加(変更)届により所属長を経て人事主管課長に旧姓使用を届け出なければならない。 (管理) 第3条 人事主管課長は、旧姓使用台帳(別記様式)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 (旧姓使用の範囲) 第4条 旧姓使用者が旧姓を使用できるのは、法令に反するおそれのないもので、職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのない次に掲げるものとする。 (1) 名札 (2) 出勤簿 (3) 休職簿 (4) 市長名表彰状、感謝状 (5) 時間外勤務命令票、週休日の振替簿、休日の代休指定簿・時間外勤務代休時間の指定簿 (6) 起案文書 (7) 復命書 (8) 名刺 (9) 履歴事項追加(変更)届 (10) 住所届 (11) 通勤届 (12) 住居届 (13) 家族状況報告書 (旧姓使用者の義務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓を使用するにあたっては、常に市民、職員等に錯誤が生じないように努めなければならない。 (中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、履歴事項追加(変更)届を所属長を経て人事主管課長に提出しなければならない。 (委任) 第7条 この要領に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、人事主管課長が別に定める。	大和市議会	1	2	1		2									

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない													
								議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記していない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他						
14	214	伊勢原市	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	伊勢原市議会	1	3	1	伊勢原市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1			
14	215	海老名市	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	海老名市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれがないものについて、旧姓を使用することができるものとする。	海老名市議会	1	2	1	海老名市議会会議規則 (欠席の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2							1	1	1	1	1	1		
14	216	座間市	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	座間市職員旧姓等使用取扱要綱 第3条 職員は、法令等の規定に反することなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文章等について、旧姓等を使用することができる。	座間市議会	1	4	2		2						2	2	2	2	1	2			
14	217	南足柄市	2	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		南足柄市議会	1	3	1	南足柄市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届けなければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							南足柄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例 第5条 次に掲げる理由により市議会の会議等を長期間にわたり欠席したときは、第2条の規定に適用しない。(2)出産(出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間)に限る。	1	1	1	1	1	1	1
14	218	綾瀬市	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	綾瀬市職員旧姓等使用取扱要領 第2条 職員は、専ら職員間で使用している文書等で、法令等の規定に違反することのないものについては、旧姓等を使用することができる。	綾瀬市議会	1	3	1	綾瀬市議会会議規則(平成2年議会規則第1号) 第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
14	301	葉山町	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	葉山町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、常時勤務する葉山町職員(臨時任用職員、会計年度任用職員及び再任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻その他の理由により戸籍上の氏を改めた後も、氏を改めた前の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き使用することについて必要の事項を定めるものとする。	葉山町議会	1	2	1	葉山町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
14	321	寒川町	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	寒川町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用届等) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、寒川町職員服務規程(昭和46年寒川町訓令第2号)第3条に規定する履歴事項追加変更届に旧姓使用届(第1号様式)を添えて、所属長を経て人事担当課等の長に提出しなければならない。2 人事担当課等の長は、前項の規定により旧姓使用届(第1号様式)の提出を受けたときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、当該職員及び所属長に通知するものとする。(旧姓使用の範囲) 第3条 前条の規定により旧姓の使用を開始した職員(以下「旧姓使用者」という。)は、次の各号に掲げる場合を除き、旧姓を使用することができる。(1) 公権力の行使に係る場合又は法令等により戸籍上の氏名の使用が義務づけられている場合(2) 市町村職員共済組合、市町村職員退職手当組合、銀行等外部の機関に対するものであって、戸籍上の氏名の使用が必要な場合(3) 人事異動通知書、給与関係帳票等、人事管理において戸籍上の氏名の使用が必要な場合(4) 前各号に掲げるもののほか、旧姓を使用することが職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を生じさせるおそれがある場合	寒川町議会	1	2	1	寒川町議会会議規則 第3条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	2	
14	341	大磯町	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	大磯町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法令上又は外部との関係で事務の遂行に支障を及ぼすものを除き、旧姓を使用することができる。	大磯町議会	1	2	1	大磯町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1	
14	342	二宮町	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	二宮町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、二宮町職員定数条例(昭和32年二宮町条例第57号)第1条に規定する職員のうち、町長の事務部局に勤務する職員(新規に採用された職員を含む。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	二宮町議会	1	3	1	二宮町議会 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							4	4	4	4	2	4		
14	361	中井町	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	中井町旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、次条第1項に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	中井町議会	1	3	1	中井町議会会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		



都 道 府 県 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
							1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
14	401	愛川町	4	議 会 名	愛川町議会	1	2	1	愛川町議会会議規則 第3条第2議 欠席の届出 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										
14	402	清川村	1	議 会 名	清川村議会	1	2	1	清川村議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区	市 区	市 区 議 会	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	2 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	3 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選じた場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
			0	2	10	6	0	0	0		0	2	5		8	
			0	6	10	0	0	0	0		0	10	14		25	
			0	0	13	0	0	4	0		4	21	0		0	
			33	25	0	0	0	0					14			
14	100	横浜市	4	1	2							2	2		1	横浜市防災計画(「震災対策編」、「風水害等対策編」、「都市災害対策編」) 救助・救命期(発災～3日):1 男女共同参画センターの被害状況の把握に関すること 2 男女共同参画センターに係る応急対策の立案及び実施に関すること。3 女性相談窓口の開設に関すること
14	130	川崎市	4	4	3							3	1		1	川崎市地域防災計画風水害対策編(令和3年度修正) 【地域防災計画風水害対策編(令和3年度修正) P3より抜粋】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっている。こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、市民文化局人権・男女共同参画室は関係局区と連携し必要な支援を行う。 男女共同参画センターの役割 平常時 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に資する啓発事業を実施する。 ・各種事業を通じ、災害発生後に避難所やボランティア活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者とならないよう「暴力は許されない」という意識の普及を図る。 災害時 ・男女共同参画の視点に基づく情報発信。 ・市民文化局人権・男女共同参画室と協議の上、災害時における男女共同参画の視点に基づく相談受援体制を確立する。
14	150	相模原市	4	4	1	1						3	2		2	相模原市議会基本条例 (政治倫理) 第6条 議員は、市民の負託により、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理を常に保持するものとします。 2 議員は、その地位を利用した権がらせ、強制又は圧力をかける行為のほか、個人としての尊厳又は人格を不当に傷つける行為を厳に慎むものとします。 3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら誠実な態度をもって説明責任を果たすものとします。 4 市議会は、政治倫理に係る問題を把握したときは、必要な対応を図るとともに、市民との信頼関係の確保に努めるものとします。
14	201	横須賀市	4	4	1	1						3	2		2	横須賀市議会議員政治倫理条例 第3条第2項 議員は、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の他者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は人格若しくは尊厳を害する行為をしてはならない。

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。				
コ ー ド	コ ー ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要ない場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 規 止	2 す る 議 員 向 け の 研 修 材 料 の 利 用	3 を す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 規 止	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
14 203	平塚市	4	4	3							3	4		1	平塚市地域防災計画(地震・風水害) 避難所運営マニュアル(雛形) ○平塚市地域防災計画(地震・風水害) 第3章 平常時の対策 第5節 避難対策 (今後の取組みの方向) 2 避難所運営委員会の開催と避難所運営マニュアルの見直し【教育委員会、公益事業部】 避難所運営委員会の定期的な開催を継続します。また、避難所運営マニュアルは、避難所が地域の支援拠点となることを認識の上、避難所運営委員以外の者でも避難所を立ち上げ、運営できるよう分かりやすく整備することに努め、女性や要配慮者の視点による避難所運営や、津波を想定した上階階避難等必要な事項について、適宜見直しを実施します。 第15節 自主防災組織等地域防災体制(今後の取組みの方向) (2) 女性の防災活動者の育成と支援女性が防災活動を効果的に進めるよう、防災に関する知識をもつ女性の防災活動者の育成を図るための講習会等を開催するとともに、習得した知識・技術等を地域で活用するための環境整備を行います。また、女性の防災活動者が行っている女性の視点も活かした様々な防災活動に対して支援を行います。 第4章 災害時の応急対策 第5節 避難対策 4 避難所の運営 (1) 避難所の運営 避難所の運営については、「避難所の段階的対応」に基づき、避難所管理者及び避難所配備職員、教職員、自主防災組織、ボランティア及び避難者等により避難所運営委員会を設置して行います。また、避難所の運営に当たっては、女性や要配慮者の参画、意見反映に努めるとともに、専門的な技術や能力を備えた地域住民等と連携するなど多様な人達と協力して運営を行います。 なお、避難所運営委員会は避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営に努めます。 (5) 避難所におけるプライバシー対策 避難所におけるプライバシー対策については、以下の点を考慮します。 ア 女性の視点 イ プライベート空間の確保 ウ 個人情報の保護等 避難所運営マニュアル(雛形) 第2章 「3 避難所の運営組織」 (1) 避難所の運営に係る協議決定機関として避難所運営委員会が設置されます。構成メンバーは概ね次のとおりで、運営委員会の委員長は自治会連合会正副会長若しくは自治会長から選任します。 なお、過去の災害の教訓から、避難所運営に男女双方の視点を取り入れる必要があることから、避難所運営委員会構成員に女性が参画できるように、地域の状況に合わせてできる限り配慮してください。 第2章 「12 参考資料」 ●内閣府男女共同参画局 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」 令和2年5月 <a href="https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html">https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html</a>
14 204	鎌倉市	4	4	1							3	1	2	2	
14 205	藤沢市	4	4	2								2	2	2	
14 206	小田原市	4	4	1	1				小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ 2 政治倫理の基準 (5) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、名誉の毀損その他の人権を侵害する一切の行為をしないこと。			1	2	2	(趣旨) 第1条 この規定は、議員が議員氏名として本名(戸籍簿に記載された氏名をいう。以下同じ。)に代えて通称(本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの、当該議員が市議会議員選挙において準用する同令第88条第8項の認定を受けたものに限る。)をいう。以下同じ。)を使用することに必要な事項を定めるものとする。 (通称の使用) 第2条 議員は、議長の許可を受けたときは、議員氏名として通称を使用することができる。(使用の手続き) 第3条 前条の許可を受けようとする者は、市議会議員選挙の日の翌日から起算して5日以内に、通称使用申請書により議長に申請しなければならない。 2 議長は、前項の規定による申請があったときは、代表者会議において協議をした上で、許可又は不許可の決定をするものとする。

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。					
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。							
14	207	茅ヶ崎市	4	2	2												1	茅ヶ崎市地域防災計画地震対策計画、茅ヶ崎市防災計画風水害対策計画 茅ヶ崎市地域防災計画地震対策計画第2章第2節第7 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発 市民安全部、文化生涯学習部 災害時における性別の違い等による課題を未然に防ぐためには、男女で災害から受ける影響が異なることに配慮することや、防災・復興の主体的な担い手として女性を位置づけることなどを通じて、地域における生活者などの多様な視点から、防災対策を考え、実施し、地域の防災力を高めていくことが重要となります。そこで、市は、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年6月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、災害時に男女の人権が尊重され、地域の生活者とともに支え合い、助け合える地域づくりを行うとともに、各種の防災対策の実施や防災計画等の策定の過程において、男女共同参画の視点を持ち、男女のニーズの違いに配慮する必要性等について周知、啓発を図ります。 1 災害から受ける影響の性別による違い等への配慮の周知・啓発 性別により災害時の困難傾向やニーズの違いのあることや、災害時には衛生・育児・介護といった複雑かつ広範な生活ニーズを多様な被災者の立場から把握すること、家庭・地域・組織において人々が担っている役割・責任の違いがあり、発言力にも差があるとうこと等に配慮した防災対策について防災研修会等で周知、啓発を図ります。また、女性向けの防災知識の普及啓発等により、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性防災リーダーの育成を行います。 2 男女の人権を尊重した避難所運営の周知・啓発 男女の人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、男女別のトイレ、授乳室等の整備、安心して相談等のできるスペースの確保等の男女の人権を尊重した避難所運営について周知、啓発を図ります。 第5章第6節第7 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員 避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年6月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。 避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組例については次のとおりです。 取組事例 ○運営上の工夫(男女両方の運営組織への参画、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等による女性の意見の避難所運営への反映、性別や年齢等による役割の固定化の防止、多様な主体の意見を踏まえたルールづくり、男女両方の相談員の配置。) ○救援物資の工夫(女性用の物資のニーズの把握、女性による配布) ○トイレの確保・設置場所の工夫(男女別の設置、ユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設置、女性トイレの多めの設置、場所や経路の防犯上の安全性) ○プライバシーの確保(間仕切りの設置、男女別や一人用の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保、避難者の個人情報管理の徹底) ○妊産婦・母子・乳幼児への配慮(授乳・休息スペースの確保、衛生的な環境の確保、保健指導、緊急時の対応) ○防犯対策(トイレ・更衣室等への照明の設置、脱糞場所や女性専用スペースのバロールの実施)



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。				
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 を 設 置 し て い る	2 ハ ラ ス メ ン ト 規 定 を 設 置 し て い る	3 ハ ラ ス メ ン ト 規 定 を 設 置 し て い る	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。
14	210	三浦市	4	4	3							3	4		1	三浦市地域防災計画(地震災害対策計画編)、三浦市地域防災計画(風水害等災害対策計画編)  三浦市地域防災計画(地震災害対策計画編) (3)男女共同参画等の推進 地震災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点等に配慮して進めることが重要です。市、県等の防災関係機関は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所に置いて被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。また、市は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組みます。なお、男女共同参画の視点からの防災対策についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市民にむけて広報するなど周知啓発を図ります。三浦市地域防災計画(風水害等災害対策計画編)(3)男女共同参画等の推進 地震災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点等に配慮して進めることが重要です。市、県等の防災関係機関は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所に置いて被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。また、市は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組みます。なお、男女共同参画の視点からの防災対策についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市民にむけて広報するなど周知啓発を図ります。
14	211	秦野市	4	4	1	1						2	1		2	秦野市議会の先例・申し合わせ  第19 議員の通称名等の使用 1 議員の氏名は、本名を用いることとするが、本名に代えて通称又は婚姻届の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を議長の許可により、その任期中、使用することができる。
14	212	厚木市	4	4	3							3	2		2	
14	213	大和市	4	4	2							3	4		2	
14	214	伊勢原市	4	4	1			3			3	2	2		1	①伊勢原市地域防災計画 ②内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」  ①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制確立を地域防災計画で位置付ける ②避難所の組織体制と応援体制の整備 避難所対応や役割分担について、男女共同参画部局と協力・連携する。 ②要員確保 女性を含む多様な職員を配置する体制を整える。(避難所運営における女性参画を必須として、地域避難所運営会議で協力を要請)
14	215	海老名市	4	4	2							2	2		2	
14	216	座間市	4	4	3							3	4		2	
14	217	南足柄市	4	2	2							2	2		1	南足柄市防災アクションプラン  帰宅困難者対策に関すること(「女性センター」が帰宅困難者の一時滞在施設)
14	218	綾瀬市	4	4	3							3	4		2	



都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定すハ 等(ハ ラスメ ン ト)が定 メン ト 規 止	す 2. 議 員 ハ ラ ス メ ン ト を 設 置 し て い る	に3 関. をすハ 行るラ つ議ス て員メ い向 けト 研 防 修 止	4 ・ そ 他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。
14	402 清川村	4	4	2								2	4		1	清川村地域防災計画  (3)避難所の運営管理 ウ 被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。 また、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。